参考資料2

世界最先端IT国家創造宣言
・官民データ活用推進基本計画

（H29.5.30 閣議決定）

平成29年7月

総合政策局総務課（総合交通体系）
（併）政策統括官付

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（H29.4.28 第2回 官民データ活用推進基本計画実行委員会資料（抜粋））

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

第1章 総則

◆**「官民データ」**とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

◆**基本理念**

①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る

②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与

③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する

④官民データ活用の推進に当たって、

・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること

・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用

・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備

・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備

・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務**

◆ **法制上の措置等**

附則

◆施行期日は公布日

◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力

第2章 官民データ活用推進基本計画等

◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定

◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定

◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）

第3章 基本的施策

◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進

◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）

◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等

◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正

◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)

◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保

◆その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

第4章 官民データ活用推進戦略会議

◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置

◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）

◆計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）

◆地方公共団体への協力

官民データ活用推進基本法　第２章　官民データ活用推進基本計画等について

（官民データ活用推進基本計画）［第８条関係］

- 官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  1．官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
  2．国の行政機関における官民データ活用に関する事項
  3．地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
  4．官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策（議長により重点分野が指定された場合）
  5．上記のほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
- 基本計画に定める施策については、原則として具体的な目標やその達成の期間を定めるものとする。
- 基本計画の案は、IT総合戦略本部のもとに設置される官民データ活用推進戦略会議が作成し、内閣総理大臣が閣議決定を求め、国会に報告するとともに、Webサイト等で公表しなければならない。
- 政府は、毎年度、基本計画の見直しを行い、必要に応じて変更する。

（都道府県官民データ活用推進計画等）［第９条関係］

- 都道府県官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  1．都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
  2．都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項
  3．上記のほか、都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
- 市町村（特別区を含む。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県又は市町村は、各々の計画を策定・変更したときは、Webサイト等で公表しなければならない。

（H29.4.28　第2回 官民データ活用推進基本計画実行委員会資料（抜粋））

官民データ活用推進基本法　第３章　基本的施策について

デジタルファースト、システム改革・ＢＰＲ、オープンデータ

（3）国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）［11条関係］

【これまでの主な取組】• 平成24年「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、国・事業者において取組を開始。現在は課題解決型のオープンデータ推進として「一億総活躍社会の実現」等を強化分野に設定した取組を、国・地方のみならず事業者の協力を求めながら推進中。（国のデータセット数は18,582件、取組済の地方公共団体は267団体）

【今後の方向性（案）】• オープンデータの加速化のためには、国・地方が保有するデータとして、どのようなものがあるか実態を把握するため、棚卸しを実施することが必要。その上で、具体的なニーズを聴くため、「官民ラウンドテーブル」を開催し、新たなサービス創出や諸課題の解決につながる形でデータ公開を推進。特に、地方公共団体については、防災・減災などの、データ活用のメリットが特に期待される分野からオープンデータ化。

データ連携のためのプラットフォーム整備

（4）官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（分野横断的なサービスプラットフォーム）［15条2項関係］

【これまでの主な取組】• 新たな経済社会としての「Society 5.0」の実現に向け、新たな価値創出を容易とするプラットフォームとして、自動走行分野に係る「高度道路交通システム」や、観光分野に係る「おもてなしシステム」等のシステム間連携協調（11分野）に向けた取組を推進中。また、政府が保有する法人活動情報を集約した「法人インフォメーション」の運用を開始。共通語彙基盤でデータを標準化したことにより官民で法人情報を活用しやすい環境を実現。

【今後の方向性（案）】• これまでの取組を踏まえつつ、より幅広く分野横断的に連携できるプラットフォームの在り方について検討。

Ⅱ 施策集

Ⅱ－１－（２） オープンデータの促進【基本法第11 条第１項及び第２項関係】、データの円滑な流通の促進【基本法第11 条第３項関係】

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

＜移動分野＞

・ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

- 平成32 年までに主要空港から2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスの実現。

KPI（進捗）：オープンデータ化されたデータ数

KPI（効果）：サービスが実現された箇所数

官民データ活用推進基本法（抜粋）

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する制度（コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の円滑な流通に関連する制度を含む。）の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

＜移動分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）＞

- マイナンバー制度活用（カードの普及、公的個人認証サービス、法人番号等）
- 業務の見直し（BPR）を踏まえたシステム改革（行政全体のデジタル化等）
- データ標準化、共通語彙、API連携等による分野横断的なプラットフォーム
- いわゆる情報銀行、データ取引市場、知財等のルール整備　　　等